筑西市告示第４５号

筑西市シニア世代スマートフォン購入補助金交付要項を次のように定める

令和７年３月２７日

筑西市長　須　藤　　茂

筑西市シニア世代スマートフォン購入補助金交付要項

（趣旨）

第１条　この要項は、世代間における情報格差の解消及び個人番号カードの普及促進を図るため、スマートフォンを新規に購入するシニア世代に対し、市予算の範囲内において筑西市シニア世代スマートフォン購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　スマートフォン　　電気通信事業報告規則（昭和６３年郵政省令第４６号）第１条第２項第２２号に掲げるスマートフォンをいう。

⑵　個人番号カード　　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。

（補助対象者）

第３条　この要項により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　本市の区域内に住所を有する者

⑵　第６条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度において満６５歳以上である者

⑶　個人番号カードを取得している者又は個人番号カードの交付の申請をしている者

⑷　初めて個人番号カードの読取機能を有するスマートフォンを市長が別に定める店舗（以下「指定店舗」という。）において購入し、かつ、当該店舗において通信回線の契約（機種変更を含む。）を締結した者

⑸　指定店舗においてスマートフォンの所持及び使用に係る費用、操作等について説明を受けた

者

⑹　筑西市ＬＩＮＥ公式アカウントを登録している者

⑺　市税等を滞納していない者

（補助対象経費）

第４条　この要項により補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請日の属する年度の４月１日以後に指定店舗において購入したスマートフォン（補助対象者自らが使用するものに限る。以下「対象スマートフォン」という。）本体１台及び当該スマートフォンに係る充電器１台の購入費、契約に係る事務手数料、データ移行手数料並びにアカウント設定手数料（Ｇｏｏｇｌｅアカウント、ＡｐｐｌｅＡｃｃｏｕｎｔ及びＬＩＮＥアカウントに係るものに限る。）とする。

２　補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を控除するものとする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費を合計した額とし、３万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に１００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

２　補助金の交付は、補助対象者１人につき１回限りとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、シニア世代スマートフォン購入補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）にシニア世代スマートフォン購入補助金交付申請用証明書（様式第２号）及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第７条　市長は、前条の申請書兼請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定のうえ、シニア世代スマートフォン購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条　市長は、前条第１項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

⑴　正当な理由がなく、対象スマートフォンの購入の日から１年以内に当該スマートフォンを売却し、又は貸与したとき。

⑵　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑶　この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか補助金の交付を不適当と認める事実があったとき。

（補則）

第９条　この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

<table>
<tr><td colspan="5">シニア世代スマートフォン購入補助金交付申請書兼請求書</td></tr>
<tr><td colspan="5">年　　月　　日

筑西市長　　様

（申請者）住　　所
氏　　名　　印
電話番号
生年月日

補助金の交付を受けたいので、筑西市シニア世代スマートフォン購入補助金交付要項第６条の規定により、次のとおり申請します。
なお、私はこれまでに当該補助金の交付を受けたことがありません。
また、この申請に係る審査に当たり、市が私の住民基本台帳の記録、個人番号カードの取得情報、市税等の納付状況その他の必要な事項について調査することに同意します。</td></tr>
<tr><td>交付申請額</td><td colspan="4">円（１００円未満切捨て）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">振 込 先
（申請者口座）</td><td>金融機関名</td><td></td><td>支店等名</td><td></td></tr>
<tr><td>種　　類</td><td colspan="3">普通　・　当座</td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>口座名義</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="4">⑴　シニア世代スマートフォン購入補助金交付申請用証明書（様式第２号）
⑵　スマートフォン購入費、契約事務手数料等に係る領収書等（申請者に対して発行された書類であって、購入日、金額及び経費の内訳を確認できるものをいう。）の写し
⑶　通信回線に係る契約書の写し
⑷　申請者名義の通帳等の口座の名義及び口座番号を確認することができる書類の写し
⑸　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

シニア世代スマートフォン購入補助金交付申請用証明書

筑西市長　　様

所 在 地
店 舗 名　　印
担当者名
電話番号

次の事項について証明します。

<table>
<tr><td>契約者氏名</td><td></td><td>購入年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>スマートフォンの　製　品　名</td><td></td><td>型名</td><td></td></tr>
<tr><td>対象経費計
（税抜き）</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">対象経費内訳
（税抜き）</td><td>スマートフォン購入費</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>充電器購入費</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>契約事務手数料</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>データ移行手数料</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>アカウント設定手数料</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>確認事項</td><td colspan="3">□　契約者は、指定店舗において個人番号カード読取機能を有するスマートフォンを初めて購入し、通信回線の契約（機種変更を含む。）を締結した。
□　契約者は、指定店舗においてスマートフォンの所持及び利用に係る費用、操作等について説明を受けた。
□　契約者は、筑西市ＬＩＮＥ公式アカウントの登録を行った。</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）　この証明書は、筑西市シニア世代スマートフォン購入補助金の交付に係る事務のために使用します。

なお、記載内容について電話等により照会させていただく場合があります。

様式第３号（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

シニア世代スマートフォン購入補助金交付（不交付）決定通知書

（申請者）

様

筑西市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった補助金について、 交付する ・ 不交付とする こととと決定したので、筑西市シニア世代スマートフォン購入補助金交付要項第７条第１項の規定により、次のとおり通知します。

１　交付に関する事項

交付決定額	円
支払予定日	年　　月　　日
備　　考	

２　不交付に関する事項

不交付の理由	
備　　考	